

## 大分市廃棄物処理手数料徴収業務委託仕様書

### 1 目的

この仕様書は、大分市（以下「委託者」という。）が受託者に委託する大分市一般廃棄物処理手数料徴収業務に関して必要な事項を定めるものであり、業務を行うにあたっては、この仕様書に従い実施するものとする。

### 2 委託業務の内容

委託者が受託者に委託する業務（以下「委託業務」という。）の内容は、次のとおりとする。

- (1) 大分市一般廃棄物処理手数料の徴収、及びそれに伴う大分市指定収集袋の市民への交付。
- (2) 委託者が指定する大分市指定収集袋受注業務及び一般廃棄物処理手数料収納管理業者（以下「徴収管理業者」という。）への手数料相当額の払込み。
- (3) その他手数料徴収に係る委託者が必要とする書類の提出、諸帳票の整理、保管。
- (4) 大分市指定収集袋の収納管理業者への発注と受領及び適正な在庫管理。

### 3 受託者は、委託者が交付する「大分市指定ごみ袋取扱所」の標識を自己の取扱所の見やすい場所に掲示すること。

### 4 受託者が大分市指定収集袋の交付に伴い徴収する手数料及び交付単位は、別表に定めるとおりとし、市民が納付する手数料は現金により徴収することとする。なお、この額に消費税・地方消費税を賦課してはならない。また、値引きや無償配布することもできない。

### 5 手数料相当額の払込みは、月毎に収納管理業者が発行する請求内容通知書に基づき、毎月20日（その日が金融機関の休業日にあたる場合は、その後において最もその日に近い金融機関の営業日）までに委託料（手数料相当額の10パーセントに消費税及び地方消費税の相当額を加算した額）を差し引いた額を収納管理業者へ払い込むものとする。

### 6 受託者が手数料を徴収したときは、手数料を納付した市民へ大分市指定収集袋及び受託者の名義による領収書を交付するものとする。なお、レシート等の発行をもってこの領収書に替えることができる。

- 7 受託者は、手数料の日々の徴収額を記帳し、指定収集袋の種類ごとの徴収額等を明確にしておかなければならない。
- 8 委託者は、徴収状況及び大分市指定収集袋の在庫数等について、必要と認める場合には随時検査を行うものとする。
- 9 受託者は、委託業務に係る帳票類について、手数料を徴収した日の属する年度の翌年度4月1日から起算して5年間保存しなければならない。
- 10 受託者は、委託契約書、本仕様書のほか、委託者が作成した「大分市一般廃棄物処理手数料徴収業務マニュアル」に従って業務を履行するものとする。
- 11 この仕様書に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この仕様書に関して疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。

別表 大分市指定収集袋の交付に伴い徴収する手数料

指定収集袋の種類		交付単位	手数料
大袋	45リットル相当	10枚1組	315円
中袋	30リットル相当	10枚1組	210円
小袋	20リットル相当	10枚1組	140円
特小袋	10リットル相当	10枚1組	70円
ミニ袋	5リットル相当	10枚1組	35円